

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松茂町長 吉田 直人

市町村名 (市町村コード)	松茂町 (36401)
地域名 (地域内農業集落名)	松茂地区 (長岸・中喜来・向喜来・福有・広島・笹木野・豊岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月11日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者がいないとした農業者の耕作面積の方が、5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、農作業の受委託の促進やスマート農業の導入を進める。併せて施設園芸において、高収益性の作物の産地化を図る。
耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等において、役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	305 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	305 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農用地として維持することが困難な農用地については、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、中心経営体である認定農業者(個人)80経営体、認定農業者(法人)5経営体、認定新規就農者(個人)3経営体、基本構想水準達成者、その他の農業者が担うほか、認定新規就農者の受入れを促進し、話し合い等により集積を促進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地の所有者は出し手・受け手に関わらず、農地中間管理機構への登録を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な農地利用を促進するため、JAや農業委員会と協力し、地域の必要に応じて、基盤整備に関する事業の活用を検討し、優良農地の保全整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや農業委員会、関係機関と連携し、地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業から全面農作業の受委託の促進、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進及び共同利用機械施設の農作業受委託の促進に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・主としてカラスなどの被害対策を猟友会と協力し、被害防止対策を継続する。